

法人なるし

第61号

令和8年2月1日発行



公益社団法人 鳴門法人会

鳴門市撫養町南浜字東浜165-10

TEL (088) 684-2010

法人会の基本的指針

法人会は

よき経営者をめざすものの団体として
会員の積極的な自己啓発を支援し

納税意識の向上と

企業経営および社会の

健全な発展に貢献します

法人会の理念

法人会は税の

オピニオンリーダーとして

企業の発展を支援し

地域の振興に寄与し

国と社会の繁栄に貢献する

経営者の団体である

目次

■ 行動する法人会「令和8年度税制改正の提言」要望活動	1
■ 令和8年度税制改正に関する提言(要約)	1
■ 小学生の「税に関する作品」コンクール優秀作品展示、表彰	4
■ 活動報告	
○第41回法人会全国大会(高知大会)報告	7
○第39回「法人会全国青年の集い」山梨大会報告	8
○第19回全国女性フォーラム(北海道大会)報告	9
○「税に関する絵はがきコンクール」予備選考会の実施	9
○「税を考える週間」関連事業の実施	10
○高松国税局長から納税表彰	10
○地区別税務講習会の開催	11
○経営セミナーの開催	11
○子どものまちフェスティバルで「税金クイズ」を実施	11
○令和7年度「食品ロス削減」広報活動の実施	12
○令和7年秋の「お遍路さん接待事業」の実施	12
○2025冬の「いちごプロジェクト」広報活動の実施	12
○その他の活動報告(写真)	12
■ 鳴門税務署からのお知らせ	13
■ 新会員紹介、会員企業紹介、行事予定、事務局からのお知らせ	16

「令和8年度税制改正に関する提言」要望活動

令和7年12月4日(木)、馬居会長、春木税制委員長、船田専務理事が鳴門市役所を訪問し、「令和8年度税制改正に関する提言」の要望活動を行いました。

鳴門市長応接室において、泉理彦鳴門市長並びに藤田茂男鳴門市会議長に対し、9月に全法連理事会において決議された提言書を手渡し、法人会の取り組みへの協力を要請しました。



泉理彦鳴門市長



藤田茂男鳴門市会議

令和8年度 税制改正スローガン

- 社会保障に充てる消費税の減税は慎重な検討が必要将来世代にツケを回さない仕組み作りを！
- 「金利ある世界」への回帰を踏まえ、金融市場の動揺を招かない財政運営を！
- 企業への過度な社会保険料負担を抑制し、中小企業の活性化に資する税制措置を！
- 本格的な事業承継税制を確立し、地域経済と雇用の担い手の中小企業を守れ！

令和8年度税制改正に関する提言(要約)

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

- 日本でも「金利のある世界」に回帰した経済環境を考慮し、金融市場の動向も見据えた税・財政運営が欠かせない。

1. 財政健全化に向けて

- 今後、大規模な自然災害や新たな感染症の拡大等、有事の際には膨大な財政需要が発生することも想定される。そうした事態が起きた場合でも、機動的な財政出動を可能にするために財政健全化は必要な取り組みである。

- (1) 参院選に向けた物価高対策の公約として、「消費税減税」がクローズアップされたが、消費税率を引き下げた場合の減税分は別の財源を確保するか、結局は国債に頼らざるを得なくなる。物価高対策や低所得者対策は消費税減税で対応するのではなく、真に支援が必要な人に限定した給付措置が望ましい。

- (2) 「こども・子育て政策」の財源は歳出改革に加え、医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしているが、こうした支援金制度は社会保険料を少子化対策に充てる実質的な「隠れ増税」と言わざるを得ない。また、歳出改革が想定通りに行われなければ、結局は国債頼みとなりかねない。

- (3) 防衛力の抜本強化では防衛費を2070年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定しているが、大半が歳出改革や決算剰余金の活用で財源を捻出することとしており、財源としての安定性を欠いている。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、着実に防衛力を強化するためにも安定財源の確保が重要である。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ○ 中小企業の社会保険料負担は年々増加しており、事業主への過度な保険料負担を抑制しつつ、女性の就労や人材確保の観点から、配偶者控除や第3号被保険者制度の問題を含め、税と社会保障を一括して議論しなければならない。

- (1) いわゆる「106万円の壁」への対応として、扶養から外れる人の保険料の一部を勤務先が負担する場合、国が上限を設けて助成する等の「保険料負担軽減措置」が設けられているが、一時的な措置にとどまっており、安定的な制度の構築が求められる。

- (2) 公的年金については、厚生年金の積立金を財源に充当する基礎年金の底上げが検討されている。抜本的な制度改革は、老後の生活設計に影響するテーマであり、省庁間の壁を取り払い、与野党が一体となって幅広く議論する必要がある。

- (3) 少子化対策については、現金給付よりも保育所や学童保

育等の環境整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。高校授業料の無償化も所得制限が撤廃されることとなったが、これは国会審議で予算を成立させるため、少数与党が野党の要求を受け入れて急遽決定したものである。このため、高校授業料無償化に伴う影響評価や財源が担保されているとは言えない。公平性の観点からも課題を残しており、与野党による精緻な議論を求めたい。

- (4) 医療は成長分野と位置付け、デジタル化対応など大規模な規制改革を進める。また、社会保障給付の急増を抑制するためには診療報酬(本体)の配分等を見直すとともに、ジェネリック(後発医薬品)の安定した供給体制を確立する必要がある。薬剤費を抑制する観点からセルフメディケーション税制の対象となる医薬品などの拡充も欠かせない。

- (5) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、医療と同様に公平性の観点から給付及び負担のあり方を見直す。また、生活保護については、高齢者の増加に伴って給付の増加も見込まれており、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止など厳格な運用が求められる。

3. 行政改革の徹底

- 国・地方の財政健全化は、歳出・歳入の一体的改革によって進めることが重要である。地方を含めた政府・国会は「まず国より始めよ」の精神に基づき、自ら身を削って行政改革を推進しなければならない。

- (1) 国・地方における議員定数の大規模削減、歳費の抑制を求める。また、調査研究広報滞在費(旧文通費)や政務活動費等の適正化。

- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員配置と、能力を重視した賃金体系の導入などによる人件費の抑制。

- (3) 「第2の予算」とも呼ばれる特別会計と各省庁が管轄する独立行政法人の無駄の削減。

- (4) 官業に対してPDCA(計画・実行・評価・改善)サイクルを確立し、事業のチェック等を継続的に実施することを求める。また、積極的に民間活力を導入した民営主導の自律的な経済成長。

4. マイナンバー制度について

- 政府は引き続きマイナンバー制度の意義を周知するとともに、行政事務のコストカットに資する等、その具体的な効用を国民や事業者にも明示するなどして、マイナンバーカードの利用拡大を促す必要がある。

- マイナンバーカードと電子認証にはそれぞれ異なる有効期限が設定されており、行政窓口で更新手続きをする必要がある。国民の幅広い利用を促進するためにも周知徹底を図りながら、更新手続きの簡略化を進めなければならない。

- マイナンバー法等の改正によって利用範囲は一部拡大されたが、どこまで広げるかは今後の重要な課題である。すでに年金や給付金などの公金の受け取り口座としてマイナンバーと銀行口座を紐付ける取り組みも進んでいるが、これを拡大して世帯所得を把握することができるようになれば、例えば経済対策で支援が必要な困窮世帯に限定して現金を給付する措置を講じるなどの効率化も可能となる。

5. 今後の税制改革のあり方

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

- 人手不足や継続的な賃上げなど中小企業が抱える構造的な課題を解決するためには、中小企業自らの経営改革も重要になる。そうした改革に取り組むためには、新たな付加価値の創出につながるような支援策も必要である。また、中小企業経営者の高齢化が指摘されている中で、中小企業が保有する独自の技術やサービスを引き継ぎ、地域のサプライチェーン(供給網)機能を維持するため、それぞれの事情に応じたきめ細かな事業承継を後押しする必要がある。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 法人税率について

近年、大法人に適用される法人税率の引き上げを検討する動きもあるが、不透明な経済情勢等に鑑み、慎重に議論することが求められる。

(2) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、黒字中小企業の平均所得を踏まえ1,600万円程度に引き上げること。

(3) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、制度を拡充したうえで本則化すること。

- ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、中小企業の厳しい経営環境を踏まえ「中古設備」を含める。

- ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とすることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和8年3月末日となっている適用期限を延長すること。

- ③ スタートアップのための、きめ細やかな財政・税制支援が必要である。

(4) 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処することを求める。なお、「カーボンニュートラル投資促進税制」は、令和8年3月末日が適用期限となっていることから適用期限を延長すること。

(5) 償却資産に対する課税の見直し

固定資産税における償却資産に対する課税は、企業の設備投資意欲を阻害する要因ともなっていることから、諸外国の運用状況等を踏まえ、廃止を含めて抜本的に見直すこと。

(6) 中小企業の事務負担軽減

インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化対応に加え、定額減税や所得税の

改正により、源泉徴収事務や年末調整事務が毎年見直されるなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。人手不足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基盤が決して強固ではない中小企業にとって、重い負担となっていることを政府は強く認識する必要がある。

2. 事業承継税制の拡充

(1) 事業承継に資する相続については、事業承継を条件として他の一般資産とは切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める。

(2) 取引相場のない株式の評価の見直し

この度、会計検査院は国税庁に対し、相続等により取得した取引相場のない株式等の評価制度のあり方について、検討を求める所見を示した。その評価制度を見直すにあたっては、取引相場のない株式は上場株式と異なり、換金性に乏しい点なども総合的に考慮する必要がある。

(3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

特例承継計画の提出期限(令和8年3月末日)と特例制度の適用期限(令和9年12月末日)が近付いていることから、期限の延長を求める。なお、期限が延長されないのであれば、これまでの一般措置は使い勝手が悪く適用件数が低調であることを踏まえ、一般措置の適用要件(対象株数、納税猶予割合、雇用確保要件等)を大幅に緩和すること。

3. 消費税への対応

(1) (1)課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策を講じるべきである。

(2) 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について、小規模事業者等が取引から排除されないよう、80%控除できる期間を当面の間、延長すること。

(3) 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置(2割特例)について、小規模事業者等における消費税事務が定着するまで当面の間、延長すること。

(4) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面において、さらなる対策を講じる必要がある。

Ⅲ. 地方のあり方

○ 地方経済の活力を今後も維持しながら、地方の活性化を促すためには東京一極集中の是正が急務である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を練り上げ、民間主体の創意工夫を駆使することで新たな地場技術やビジネス手法を開発していかなければ、地方独自の真の活性化にはつながらないと考えるべきである。

(1) 地方創生を巡っては、利用状況が低調な地方拠点強化税制を見直すなど、さらなる本社機能移転を促進するとともに、地元の特性に根差した技術の活用や地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成、地元商店街の活性化等、実効性のある改革を実行する必要がある。中小企業の事業承継は地方創生戦略との観点からも重要だと認識すべきである。

(2) 地方自治体は、広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図り、財政基盤の強化につなげながら行政能力の向上に資する施策を求める。

(3) ふるさと納税は、寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付した地域のために活用されるよう、事務手数料のあり方を含め、制度設計の見直しが欠かせない。

Ⅳ. 震災復興

○ 東日本大震災からの復興については、これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。また、最近では能登半島地震をはじめ、大きな地震や台風などの大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復興・復興等に向けて取り組まなければならない。

○ 政府と自治体は自然災害等の緊急事態に備える企業の危機管理として、BCP(事業継続計画)の策定をさらに促すため、税財政を通じた支援を強化する必要がある。

V. その他

1. 納税環境の整備

2. 環境問題への対応

3. 租税教育の充実

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続がインターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

電子申告で
効率UP!



e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付(口座振替)の届出が必要です。
※支払口座となるまで、オンラインで支払口座の指定はできません。支払口座の指定は10月1日より行えます。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが！

添付書類の
提出省略

還付が
スピーディー

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

納税にはダイレクト納付が
便利です!

法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

法人会

イータックス Q 検索



小学生の「税に関する作品」コンクール 優秀作品展示・表彰

鳴門法人会も一員となっている鳴板租税教育推進協議会では、児童・生徒に租税について正しい知識を持ってもらうことを目的に、鳴門市と板野郡各町の小・中・高校生から「税に関する作品」を募集しており、毎年、多くの作品が寄せられています。

当法人会は、小学生の絵はがき及び作文の優秀作品を表彰しておりますが、今年度は、絵はがきが22枚から499点、作文が23枚から350点の応募がありました。

優秀作品は、「税を考える週間」に合わせ、鳴門市内及び藍住町内の量販店に展示（11月6日～14日ゆめタウン徳島、19日～30日マルナカパワースティ鳴門店）されました。

また、優秀作品応募者には、12月8日から18日の間に表彰状を授与いたしました。

この中から作文の部の優秀作品4点と、絵はがきの部の優秀作品6点を紹介します。



展示会場（左：ゆめタウン徳島 右：マルナカパワースティ鳴門店）



（受賞者のみなさんと 左から：北島北小学校 藍住北小学校 松茂小学校 黒崎小学校）

《作文の部》

鳴門法人会会長賞 大好きな図書館を支えている税金 松茂小学校 6年 若朝 蒼依

私は、本が大好きで、よく図書館に行きます。伝記や物語などのたくさんの種類の本があり、とてもわくわくします。私は、本屋で買いたい本があっても、あまり買うことはありません。なぜなら、図書館に行けばお金をはらうことなく、読みたい本を無料で読むことができるからです。そこで、ふと思いました。どうして図書館では、無料で本を借りることができるのでしょうか。気になった私は、調べてみることにしました。

公共の図書館は、図書館法という法律で成り立っており、みんなが無料で利用できるということが法律で決められています。みんなが納めている税金で、本や資料を購入し、貸し出しています。本だけでなく図書館を建てる費用や机などの設備、司書さんのお給料すべてが税金によって支えられていることを初めて知りました。図

書館の本は、だれか一人だけのために用意されたものではなく、みんなで共有しなければならない大切なものだというのを、改めて感じました。

以前、図書館で借りた本を読んでいると、落書きされているページを見つけました。みんなのための本なのに、こんなことをする人がいるなんて悲しく思いました。みんなの本なので感謝の気持ちを忘れずに、大切に読まなければならないな、と思いました。

私たちの暮らしは、納められた税金で成り立っています。私が納めている税金といえば、物を買う時にはらう消費税があります。住民税や所得税、自動車税など他にもいろいろな種類の税金があることも分かりました。私も将来、大人になったら税金を納めることになります。国や地域、みんなの生活を支えていくために、きちんと納税できる大人になりたいです。また、大好きな図書館を利用して、将来のためにいろいろな知識を身につけたいと思います。

鳴門税務署長賞
治りょうを通して感じた税のたいせつさ
板野東小学校 6年 木内 亮斗

ぼくは正直に言うと、この作文を書くまで税についての知識がほとんどありませんでした。ぼくなりには税のことを調べたり、聞いたりして、ぼくたちはいろいろな税によって生活することができているとわかりました。

いろいろな種類の税の中で、ぼくがとても気になったのは、医療費に使われる税のことです。なぜなら、ぼくは小さい時からいろいろな病院に通っていて、いつもお金がいらないのでお母さんに聞いてみると、「病院に支払うお金を住んでいる地域の税金によって、支払ってくれているからだよ。」と教えてくれました。ぼくの住んでいる地域では、高校を卒業するまで医療費を助成しているそうです。ぼくはこの制度を知ったとき、とても感謝の気持ちでいっぱいになりました。

なので、いろいろな「税金の使い道」について調べてみました。すると、税金は公園や道路の整備、公立小・中学校の教科書など、ここには書ききれないほど多くのものに使われていることがわかりました。ぼくはあらためて税は、世の中の暮らしを良くしていて、なくてはならないものだと思います。

しかし、国民の中には「税金なんて必要ない」と思う人もいます。けれど、一度考えてみて下さい。今、日本で住んでいる多くの人は、小・中学生の頃、税金によって支給された教科書を使っていたはずだし、毎日使っている道路も税金によって整備されています。このようにして考えると、やっぱり税金は、これからも笑顔で過ごすために、必要なものではないでしょうか。

ぼくは最後に、大人になったら、おん返しの意味もこめて、少しでも多くの税金を納められるように、毎日の勉強を一生けん命にがんばろうと思いました。

鳴板租税教育推進協議会会長賞
税金にささえられて
藍住西小学校 6年 高橋 穂佳

夏休みが始まり、重たい教科書を持って帰りました。ふと教科書の裏表紙を見ると、「この教科書は、これからの日本を担う皆さんへの期待をこめ、税金によって無償で支給されています。」と書いてありました。本や参考書に書かれているはずの値段が見当たりません。私たちは日々使用している教科書には、なぜ税金が使われているのか気になりました。

そもそも税金とは、国や都道府県、市町村などが国民のよりよい暮らしを支えるために、国民から集めたお金のことです。私たちは、そのお金を消費税や住民税という形で国に納めています。もし、税金がなかったら、どうになってしまうのでしょうか。私たちは学校で算数や、国語などの教科書を使用して

います。それら全てが自己負担になれば、かなりの金額になってしまったと思います。教科書が無償で配られなかった時代には、教科書をそろえられなかった子もいたそうです。子どもたちが平等に教育を受けられるように、義務教育の間は教科書が無償で配られています。その教科書を使って勉強していた人が、今度は税金を納める側になり、支える側になります。教科書は、税金を納める人たちからの、これからを生きる子どもたちへの期待を形にしたものだと感じました。重たいと感じていた教科書も、誰かの思いが詰まっているかもしれないと思いました。

私たちは目に見えないだけで、税金を通じて誰かに支えてもらい、誰かを支えているのです。今は支えられる側ですが、私も大人になったら、税金をきちんと納めて誰かを支えられるようになりたいです。たくさんの期待がこめられた教科書。最後まで大切に使いたいです。

鳴門法人会青年部会長賞
納税は貢献
黒崎小学校 6年 平野 巧

ぼくの母は、税理士事務所で仕事をしています。税理士事務所というのは、会社やお店の人が正しく税金を納められるように、お手伝いをする仕事だそうです。むずかしそうな数字や計算をしていて、前は何をしているのかよく分かりませんでした。でも、母の話を聞いたり、税金について調べたりするうちに、少しずつその大切さが分かってきました。

税金というのは、国や町を支えるために、みんなから集めるお金です。このお金があるおかげで、ぼくたちは安心して学校に通えたり、病院に行けたりします。道路や橋、公園や図書館も、税金で作られたり、なおされたりしています。消防車や救急車、警察なども税金で動いています。もし税金がなかったら病気になっても助けてもらえないし、火事が起きてもだれも来てくれないかもしれません。そう考えると、税金は、ぼくたちのくらしのすみずみにまで関わっていて、とても大切なものだと思います。

税金を払うのを嫌がる人もいますが、税金は、ただ取られるだけのものではありません。みんなが少しずつ出し合うことで、よりよい社会をつくるために使われているのです。母は、「納税は、国へのプレゼントのようなもの」と言っていました。ぼくはその言葉がすごく心にのこりました。自分ががんばって働いて得たお金の一部を、社会のために使ってもらうこと。それは、まわりの人たちのために、自分ができる大切な貢献だと思います。

将来、ぼくも大人になったら、しっかり働いて、正しく税金を納めたいです。そして、母のように、税金のことをよく知って、人の役に立てるような仕事にも興味があります。税金を通して社会に貢献できるような、そんな立派な大人になりたいです。

《絵はがきの部》

全法連女連協会会長賞
徳島県法人会連合会会長賞
鳴門法人会会長賞



北島北小学校 6年 松田 結月

鳴門税務署長賞



藍住南小学校 6年 東 凛音

鳴門法人会女性部会長賞



藍住北学校 6年 高原 奈緒

準特選



北島北小学校 6年 西岡 真緒

準特選



北島北小学校 6年 小泉 未央

準特選



北島南小学校 5年 市原 紗季

第41回 法人会全国大会（高知大会）報告

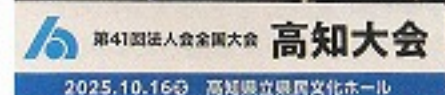
副会長 林 正二

第41回法人会全国大会（高知大会）が、令和7年10月16日（木）、高知県立県民文化ホールで開催され、全国の各法人会から約1,600名の会員が集い、当会からは2名が参加しました。

大会は、よさこい祭り入賞常連チームによる、よさこい演舞のウェルカムイベントで始まり、南国高知の雰囲気全開で華やかな幕開けとなりました。

第一部の記念講演では、高知県出身で元ローソン・ジャパン社長、株式会社都築経営研究所代表の都築富士男氏が、「変化の時代の経営、危機をチャンスに」との演題で講演されました。時代の変化によって生まれてくる、様々な課題に対する経営者の役割について、フジフィルムやウェンディーズ、またご自身の取組んできた事例について話されました。そして経営者に求められる能力として、①情報収集力、②先見力、③課題解決力の三つをあげられ、中でも特に、何事にも強い好奇心をもち行動する事により情報を得る事ができ、時には他社と連携することにより課題解決する事ができる、という内容が印象的でした。

第二部の大会式典では、一般社団法人高知県法人会連合会の山元文明会長の開会の辞、主催者を代表して斎藤保全法連会長の挨拶に続き、江島一彦国税庁長官、西森裕哉高知県副知事、桑名龍舌高知市長の来賓祝辞の後、会員増強等の表彰が行われ、当会は「優秀賞」等を頂きました。その後「令和8年度税制改正に関する提言」の報告、昨年度全国青年の集いにおける、租税教室活動プレゼンテーションにて最優秀賞を受賞した立川法人会青年部会と、健康経営大賞を受賞した世田谷法人会青年部会による報告、そして「大会宣言」により締めくくられました。最後に次期開催地の茨城県法人会連合会のPRで幕を閉じました。



大会宣言

われわれ法人会は、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」や「租税教育」、企業の税務コンプライアンス向上に資する「自主点検チェックシート」の普及など、税を中心とする活動を全国で積極的に展開し、広く社会へ貢献している。

我が国の財政は、コロナ禍への緊急対応で政府が大規模な財政出動に踏み切ったことから、長期債務残高が1,300兆円を超えるなど、さらに悪化することとなった。

昨年、日本銀行はマイナス金利政策を解除し、「金利のある世界」に回帰したが、今後も金利の上昇が続けば、国債の利払い費も増えて財政を圧迫しかねない。財政健全化は国家的課題であり、本格的な歳入・歳入の一体的改革を進めることが重要である。

一方、経済を取り巻く環境は急速に変化している。食料やエネルギーなどの価格高騰を契機に消費者物価も上昇し、デフレ期からインフレ期への転換期に突入するなど国民生活や産業に大きな影響を与えている。

特に、中小企業の経営環境は深刻化する人手不足や継続的な賃上げ等により、厳しさが増している。さらに、米国のトランプ関税の影響は今後、本格化する恐れがあり、経済の先行きを不透明にしている。

地域経済や雇用の担い手である中小企業は、日本経済の礎でもある。その中小企業の活性化を促進するためには、税財政上のきめ細かな支援が不可欠である。そのため、法人会は「中小企業の活性化に資する税制措置」「事業承継税制の拡充」等を中心とする「税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の向上に努めてきた法人会は、全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

令和7年10月16日 全国法人会総連合 全国大会

第39回「法人会全国青年の集い」山梨大会報告

青年部会長 三居 誠

令和7年11月20日(木)と21日(金)、「人は石垣 人は城」を大会スローガンとして、第39回法人会全国青年の集い山梨大会が、山梨県甲府市YCC県民文化ホール・甲府記念日ホテル・アイメッセ山梨で開催されました。鳴門法人会からは4名のメンバーで参加しました。

大会一日目は租税教育活動プレゼンテーションに参加し、全国各地の租税教育活動事例を見て今後の租税教育活動に活かしていきたいと思いました。次に健康経営大賞のプレゼンにも各事例に新たな築きを感じました。その後部会長ウエルカムパーティーが甲府記念日ホテルにて開催され、円卓にて全国各地の部会長との様々な交流ができました。

大会2日目は甲府記念日ホテルの同会場で部会長サミットが行われました。テーマは「租税教育活動と法人会版健康経営プロジェクトの推進」でした。講師の野路副会長の研修から始まり、円卓会議をして最後は円卓会議の内容発表と大変勉強になった会議でありました。午後からはアイメッセ山梨で、株式会社ヴァンフォーレ山梨スポーツクラブ代表取締役社長 佐久間悟氏の記念講演から始まり、大会式典、大懇親会と本当に濃い一日となりました。令和9年に開催される徳島大会に向けて大きな学びとなる大会に参加できましたことに感謝いたします。



会員交流分科会参加報告

青年部会理事 大西 正起

令和7年11月20日から開催の第39回法人会全国青年の集い山梨大会にて、会員交流分科会「租税教育活動のさらなる推進」に参加させていただきました。租税教育を全小学校へ広げていくため、各地の好事例や課題を持ち寄り、教育現場の変化に合わせた進め方を意見交換しました。「立川モデルの軌跡」が特に印象に残り、内容そのもの以上に、言葉選びや巻き込みの設計が大切だと実感し、自会でも再現できる形に落とし込む必要を感じました。



消費税の期限内納付を忘れずに。

消費税には
申告・納付期限
があります。

申告・納付には
e-Taxが利用
できます。

個人事業者の方
は振替納税も
利用できます。

- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
- 期限を過ぎると延滞税がかかる場合があります。
- 確定申告・納付のほか、事前の課税期間の確定消費税額に応じて中間申告・納付が必要となります。
- 免税事業者から新たにインボイス発行事業者になられた方には、税負担や事務負担を軽減できる2割特例があります。

期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします！

納税資金の積立てには、ダイレクト納付による予約(予約納付)が便利です。利用にあたっては、事前にダイレクト納付利用届書の提出が必要です。

前年の課税 期間の確定 消費税額	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、 中間申告11回)
400万円超 4,800万円以下	年4回(確定申告1回、 中間申告3回)
48万円超 400万円以下	年2回(確定申告1回、 中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、 中間申告不要)

- ※1 法人は課税期間終了日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月1日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
- ※2 インボイス発行事業者の方は、基準期間の課税売上高にかかわらず、消費税の申告が必要です。また、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
- ※3 地方消費税協会主催の年税額をいいます。
- ※4 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、2割特例を適用できません。
- ※5 前年の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「仕入の中間申告額を要する旨の届出書」を提出した場合に、自動的に中間申告・納付することがあります。

届出を一時に納付することが困難な場合には、申請により分割が認められることがありますので、納税の困難な方は、お早めに年度の納税計画(納税計画)に相談ください。

法人会



第19回 法人会全国女性フォーラム(北海道大会)報告

女性部会副部長 井上 眞理子

令和7年9月18日(木)、札幌パークホテルで第19回法人会全国女性フォーラム北海道大会が開催されました。

「自然と女性の活力で笑顔いっぱい北海道。～明日をつなごう！未来をつなごう！～」をキャッチフレーズに全国から1600人の女性部会員が参加しました。鳴門法人会女性部会からは2名が参加しました。

第一部の記念講演では、(株)クリエイティブオフィスキュー代表取締役伊藤亜由美氏が「ストーリーあるプロデュース～北海道におけるひとづくり・モノづくり・地域づくり～」との演題で講演されました。同社には映画「ラストマン」の大泉洋、NHK大河ドラマ「べらぼう」出演の安田顕などの俳優やタレントが所属しており、北海道から全国にエンターテインメントを発信しています。食と映画のコラボ「北海道フービーフェスティバル」で北海道を盛り上げようという大きな挑戦のお話でした。

第二部の式典では、国税庁課税部長、札幌国税局長、札幌市副市長らの来賓がご臨席し、北海道法人会連合会の各法人会女性部会の活動報告や表彰、税に関する絵はがきコンクール全法連女連協会賞12点が発表されました。北島北小学校の松田結月さんの作品もありました。

第三部の懇親会では、北海道の豊かな恵みの食材を使った料理がテーブルに並び、アトラクション「YOSAKOIソーラン」はチーム北昇(きたすべる)の若い熱気と笑顔の力強い華やかな演舞で観客を魅了しました。

次回は令和8年4月16日(木)に埼玉大会がさいたま市で開催されます。



「税に関する絵はがきコンクール」予備選考会の実施

令和7年9月24日(水)、ホテルファーストシーズンにおいて、女性部会による「税に関する絵はがきコンクール」の予備選考会を実施しました。これまで絵はがきの予備選考は徳島県立近代美術館学芸員に依頼していましたが、それができなくなったため今年度から女性部会で行うこととしたものです。

当日は、春木女性部会長はじめ女性部会員6名により選考を行いました。応募総数428枚の中から1次審査、2次審査により、30枚の優秀作品を選考し、本選定を行う鳴板租税教育推進協議会に提出しました。



7つの間違い探し 「出雲のお国」

右の絵と左の絵には相違点が7か所あります。
見つけられますか？
(答えは12ページにあります。)

【作者紹介】神谷一郎(かみや いちろう)

専修大学法学部卒業後、漫画プロダクションを経て漫画家に。
現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・
水彩画押絵等で活躍中。



「税を考える週間」関連事業の実施

◎記念講演会の開催

令和7年11月15日(土)、うずしお会館において「税を考える週間」記念講演会を開催しました。講師にジャーナリストで、AERA元編集長の浜田敬子氏を迎え、「ジェンダー後進国からの脱却 ～政治・経済・教育などについて考える～」との演題でお話いただきました。

浜田氏は、日本のジェンダーギャップ指数が世界で極めて低いことを示され、特に経済分野と政治分野で低いことについて、男女の賃金格差、女性管理職の少なさ、女性議員の少なさなどこれまでジェンダー平等が進まなかった原因として、いまだに解消されない長時間労働や根深い性別役割分業意識があると指摘されました。

そのうえで、ジェンダーギャップ指数16年連続世界一のアイスランドが、解消に取り組むきっかけとなったのは、1975年に発生した男女の賃金差や女性の政治進出の遅れに対する抗議として女性の9割以上が仕事や家事を放棄して参加したストライキ「女性の休日」であったこと、日本でもジェンダーギャップ解消宣言をした兵庫県豊岡市や残業の割増賃金を引き上げる条例を可決した高知県、人材不足への対応として女性管理職を増やしたことが求職者増につながった愛知県瀬戸市の大橋運輸(株)など取り組んでいる例があると、こうした取り組みが広がっていくことへの期待を述べられました。



◎広報活動及び税の無料相談会の実施

令和7年11月12日(水)、板野郡藍住町の「ゆめタウン徳島」において、鳴門税務署、四国税理士会鳴門支部の協力を得て「税を考える週間」広報活動及び税の無料相談会を実施しました。

午前11時から久次米広報委員長、田中茂委員、森本委員、森鳴門税務署長ら計6名で、来店客に税への理解を深めてもらうため広報チラシ等500セットを配布しました。

また、午後1時から、2階特設会場で税の無料相談会を実施し、四国税理士会鳴門支部の矢部奈緒税理士が3名の方からの相談を受けました。

特設会場と同じフロアで「税に関する作品展」も実施し、絵はがき、作文及びポスターの優秀作品を展示しました。



久次米貴史氏に高松国税局長から納税表彰

令和7年11月10日(月)、マリパレスさぬきにおいて「令和7年度高松国税局長納税表彰式」が開催され、ヤマク食品(株)の久次米貴史氏が表彰されました。

当会副会長としての活動が、申告納税制度の推進や納税道義の高揚、税務行政の円滑な運営に著しく大きく貢献したとして評価され、今回の受表彰となりました。



地区別税務講習会の開催

令和7年度の地区別税務講習会を次のとおり開催しました。

前半は、徳島働き方改革推進支援センターの社会保険労務士より「最低賃金UP対策×助成金活用について」、後半は、鳴門税務署法人課税第1部門統括国税調査官 坂元亮介氏より「令和7年度税制改正について」と題して講習をしていただきました。

松茂・北島地区	令和7年9月25日(木)	松茂町	三木重	参加者13名
藍住・板野・上板地区	令和7年9月29日(月)	藍住町	吉野屋	参加者14名
鳴門地区	令和7年10月2日(木)	鳴門市	うずしお会館	参加者22名



(松茂・北島地区)



(藍住・板野・上板地区)



(鳴門地区)

経営セミナーの開催

令和7年12月2日(火)、鳴門市の上海料理富々楼で、優良申告法人部会主催の経営セミナーを開催しました。

講師にフリーアナウンサーで大相撲愛好家の田中知子氏を迎え、「相手のNoをYesに変える！金星コミュニケーション術」と題してお話いただきました。

田中氏は、ほとんどが男性の取材陣の中、元営業職、アナウンサー、大相撲愛好家であることを唯一無二の武器として、自信をもって力士の取材に臨んだことを披露されました。

また、取材した力士や親方のエピソードも交えながら、そこから学んだこととして「慣れない場面や委縮しそうな場面では、本来の自分ではなく自分を何かに設定する」「仏頂面、無口な人との対話では相手をキャラ化する」「初対面の人と信頼関係を築くには、相手に興味を持っていることを第一声で伝える」ことなどビジネスで役立つコミュニケーション術を話していただきました。セミナー終了後、講師も交えて交流会を開催しました。



子どものまちフェスティバルで「税金クイズ」を実施

令和7年10月19日(日)、第23回「子どものまちフェスティバル」が鳴門ウチノ海総合公園で開催され、鳴板租税教育推進協議会の一員として当会女性部会員が参加し、「チャレンジ！税金クイズ」のブースを運営しました。

子供たちや親子連れなど200名を超える方々に、「税金クイズ」に挑戦していただきました。

クイズの後は、抽選により「図書カード、ディズニー吸盤キャッチ、法人会グッズ」などの景品を贈呈しました。



令和7年度「食品ロス削減」広報活動を実施

令和7年10月30日(木)、鳴門市撫養町の「マルナカパワーシティ鳴門店」において、女性部会による「食品ロス削減」広報活動を実施しました。

当日は、午前11時から井上副会長はじめ女性部会員6名で、来店客に買物や調理など家庭での食品ロス削減を呼びかけながら、広報チラシ等を配布しました。



令和7年秋の「お遍路さん接待事業」の実施

令和7年11月19日(水)、四国八十八ヶ所霊場第5番札所地藏寺において藍住・板野・上板支部による「お遍路さん接待事業」を実施し、鹿島支部長はじめ支部会員等6名で、お遍路さんに和菓子やお茶を振る舞いました。



2025冬の「いちごプロジェクト」広報活動を実施

令和7年12月9日(火)、鳴門市撫養町の「マルナカパワーシティ鳴門店」において、女性部会による2025冬の「いちごプロジェクト」広報活動を実施しました。

当日は、午前11時から井上副会長はじめ女性部会員8名で、来店客に冬の節電への協力を呼びかけながら、広報チラシ等を配布しました。



その他の活動報告(写真)



決算期別申告事務説明会 R7.8.26



優良申告法人部会先進企業研修視察旅行(株)三機サービスほか R7.9.9



会員増強推進会議 R7.8.25



第3回理事会 R7.10.24



女性部会研修旅行(神戸方面) R7.11.6



決算期別申告事務説明会 R7.11.28



第2回事業研修・広報合同委員会 R7.12.1

7つの間違い探し 「出雲のお国」

- ①鳥札の高さ(左上) ②髪型(中上) ③扇(たこ)の数(中上)
④扇の柄(左中) ⑤太陽(左下) ⑥獅子舞の電柄(左下) ⑦影(右下)

e-Taxを使った **キャッシュレス納付** はじめの一步を**体験**しよう!



令和7年3月に「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」を開設しました。

実際の画面(e-Tax)を使って、一連の流れを体験できます。

※体験コーナーから、実際にe-Taxによる送信や納付が行われることはありません。

体験できること

- ✓ 徴収高計算書の作成
- ✓ ダイレクト納付(自動ダイレクトを含む。)
- ✓ インターネットバンキングによる納付

パソコン操作や e-Tax に不安のある方に
特におすすめです!!

簡単を体験!!

「源泉所得税のキャッシュレス
納付体験コーナー」で検索



スマホでもできるよ!



納税証明書は**スマホ**で **請求・受取**ができます!

納税証明書(PDF)は、お手持ちのスマホ・タブレット・パソコンからe-Taxを使って、簡単に請求から受取までできますので、是非ご利用ください!

メリット 1

いつでもどこでも!

スマホで完結!

タブレット
パソコンでも!



メリット 2

手数料がお得!

1税目1年度あたり**370円**
※裏面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円

メリット 3

期間内[※]であれば

何度でも印刷・使用可能!

※コンビニエンスストアの印刷サービスを利用する場合、別途手数料がかかります。
※電子納税証明書の場合、e-Taxのメッセージボックスに90日間保存されます。
その期間内であれば、何回でも印刷可能です。

書かない✕確定申告

マイナンバーカードで



自宅からe-Tax

メリット たくさん♪

自宅から
申告可能



24時間
利用可能



※メンテナンス時間を除きます

受信通知から
いつでも内容確認



添付書類
提出不要



※一部の書類を除きます
イメージデータによる提出も可能

早期還付
(3週間程度で還付)



※書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付

すでに
約4人中3人が
e-Taxで
申告しています!!

スマホでも
できちゃう♪



作成コーナー

マイナポータル連携
の詳細はこちら



✓ 確定申告書等作成コーナー
なら金額等を入力するだけで
自動計算で申告書が完成!

✓ マイナポータル連携で
給与、ふるさと納税、医療費等が
自動入力できる!

※ご利用には事前準備が必要です



国税庁 法人番号7000012050002

通勤手当の非課税限度額の引上げについて

目 次
令和7年11月

令和7年11月19日に所得税法施行令の一部を改正する政令が公布され、通勤のため自転車などの交通手段を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。

この改正は、令和7年11月30日に施行され、令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当（同一日間に支払われるべき通勤手当の範囲として追加支給するものを除きます。）について適用されます。

このため、下記のとおり、令和7年分の年末調整で対応が必要となる場合があります。

1 改正後の非課税限度額

改正後の1か月当たりの非課税限度額は、次のとおりです。

区 分	課 税 限 度	改 正 後 (令和7年4月1日以後適用)	改 正 前
① 交通機関又は有価証券を利用している人に支給する通勤手当	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円)	同	同
② 自転車や自家用車などの交通手段を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道50km以上である場合 通勤距離が片道45km以上50km未満である場合 通勤距離が片道35km以上45km未満である場合 通勤距離が片道30km以上35km未満である場合 通勤距離が片道25km以上30km未満である場合 通勤距離が片道20km以上25km未満である場合 通勤距離が片道15km以上20km未満である場合 通勤距離が片道10km以上15km未満である場合 通勤距離が片道5km以上10km未満である場合 通勤距離が片道5km未満である場合	30,700円 32,000円 35,900円 38,400円 42,700円 47,000円 52,000円 57,000円 62,000円 67,000円 7,300円 4,300円	31,000円 34,000円 38,400円 42,700円 47,000円 52,000円 57,000円 62,000円 67,000円 7,300円 4,300円
③ 交通機関を利用している人に支給する通勤手当	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円)	同	同
④ 交通機関又は有価証券を利用するほか、交通手段も利用している人に支給する通勤手当	1か月当たりの合理的な運賃等の額 と②の金額との合計額 (最高限度 150,000円)	同	同

2 改正後の非課税限度額の適用

改正後の非課税限度額は、令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当について適用されます。なお、次に掲げる通勤手当については、改正後の非課税限度額は適用されません。

- 令和7年3月31日以前に支払われた通勤手当
- 令和7年3月31日以前に支払われるべき通勤手当で同年4月1日以後に支払われるもの
- ①又は②の通勤手当の範囲として追加支給されるもの

3 課税済みの通勤手当についての計算

(注) 改正前に既に支払われた通勤手当については、改正後の非課税限度額を適用したところ所得税及び復興特別所得税の源泉徴収が行われていますが、改正後の非課税限度額を適用した場合に過剰となる税額がある場合には、本年の外年末調整の際に精算することになります。

(注) 1 既に支払われた通勤手当が改正前の非課税限度額以下である人については、この精算の手続は不要です。

2 年の中途に退職した人など本年の年末調整の際に精算する機会のない人については、確定申告により精算することになります。

(注) 年末調整の際における精算の具体的な手続は、次のように行います。

イ 既に改正前の非課税限度額を適用したところ所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をした（課税された）通勤手当のうち、改正後の非課税限度額によって新たに非課税となった部分の金額を計算します。

ロ 「令和7年分給与所得に対する源泉徴収簿」（以下「源泉徴収簿」といいます。）の空白に「非課税となる通勤手当」と表示して、イの計算結果及び今回の改正により新たに非課税となった部分の金額を記入します。

ハ また、源泉徴収簿の「年末調整」欄の「総科・手当等①」欄には、「総科・手当等」欄の「給支給金額」の「計①」欄の金額からロの新たに非課税となった部分の金額を差し引いた後の金額を記入します。

ニ 以上により、改正後の非課税限度額によって新たに非課税となった部分の金額が、本年の給与総額から一括して差し引かれることになるため、その差し引かれた後の給与の総額を基にして年末調整を行います。

4 給与所得の源泉徴収票の記入

給与所得の源泉徴収票の「支払金額」欄には、非課税とされる部分の通勤手当の金額を除いた金額を記入します。

(注) 年の中途に退職した人などに對し、既に給与所得の源泉徴収票を交付している場合には、「支払金額」欄を訂正するとともに、「増徴」欄に「前交付」と表示した給与所得の源泉徴収票を作成し、再度交付します。

新会員紹介

令和7年1月から12月までに入会された企業を紹介します。(正会員のみ、50音順)

法人名	所在地	法人名	所在地
(株)あおい建設	徳島市大津町吉永440番地12	358 000	板野郡上板町福源53番地4
(有)upstart	徳島市板野町小島島字前浜365番地1	成建工業(株)	徳島市板野町北浜字宮の東32番地2
(株)法内工務店	板野郡上板町七條字門田57番地19	TACHI&Company(有)	徳島市徳島町高島字竹田324番地 みるさと君1107
(有)いこい倶楽部	徳島市瀬戸町羽村字上本郷58-1	タニアトリエ(有)	徳島市板野町高田字若路18番地
(有)いずみソーシャルサポート	板野郡板野町東中富字敷地前50-1	(有)two-piece	板野郡北島町瀬字西ノ浜49番地3
(有)緑	板野郡板野町大寺字岡山路8-475	(株)瑞門アスリートフーズ	板野郡北島町中村字東堤ノ内6番地9
(株)大津	板野郡板野町富吉字富吉1003	瑞門観光(株)	徳島市徳島町土佐治清字堀池65-7
(有)オフィス編	板野郡北島町瀬字原35番地2	(株)NOAHプラス	板野郡板野町大寺字門田62番地1
(有)金沢水道	徳島市徳島町高島字北351	(有)阪心興業	板野郡北島町新島字南古田59番地
(株)キャピタル	徳島市大津町松平岡山谷43番地13	(株)古川	板野郡板野町住吉字神成143番地 コーポ新屋102
(株)共志建設	阿波市市場町山野上字大西111番地2	(株)PROS CORPORATION	板野郡松茂町飯本字野八下18-3
(有)工務建設興業	名西郡石井町高島字東高原111番地1	(有)Pear	板野郡板野町東野字東中浜131番地41
(株)グランドスラム	徳島市大津町高田字森崎71番地2	(有)丸成建設	板野郡北島町北村字千田ノ木52番地5
(有)藤原木工所	板野郡北島町太郎八須字新開1-11	(株)三木建設	徳島市大津町三保字前野4-1
(有)光和興業	板野郡松茂町長原198番地	(株)セマキファーム	徳島市里津町里津字坂田176番地
(株)さけや	徳島市里津町里津字坂田370番地1	(有)山口木工所	徳島市板野町小島島字西浜83
(株)さとう農園	板野郡板野町東野字前川1-1	(株)やまと	板野郡上板町七條字大辻8番地1
(有)サスキヤ	徳島市板野町木津540-14	(株)LIFE体操クラブ	徳島市徳島町高島字北534番地

会員企業紹介

◎有限会社北島住建

◆徳島県板野郡松茂町広島字北川向二ノ越86-2

◆電話:088-699-3010 ◆FAX:088-699-5868

◆代表者:北島 義治 ◆業種:建設業、飲食業

◆自社PR:当社は昭和55年に創業し、建築、土木・リフォーム業として46年を迎えていますが、5年前に跡継ぎがないのと従業員(7人程)が高年齢だったため一旦整理をして、出発時の2人で、建築と飲食業を2つの柱として再スタートいたしました。

現在は建築業は縮小して、主に飲食業のお好み焼き専門店「語りべ小屋」を中心に1人で三刀流(建築・飲食・趣味)をこなしつつ毎日第2の人生を楽しみながら活動しています。

特に趣味では、地元の歴史・文化の教室(史談会)のサポートをしています。老人会、グランドゴルフクラブ、ハイキングクラブなどに参加しているためか、顔なじみの客が保有する地域の歴史等に関する資料を多数店内に置き、語り部活動の地域貢献をしています。

近くにお立ち寄りの際は来店をお待ちしております。



これからの行事予定

◎防災セミナー

■日時:2月18日(水)14:00~15:30 ■場所:うずしお会館 第2会議室

■講師:徳島大学名誉教授 中野 晋 氏

■演題:「新たな被害想定を踏まえた南海トラフ地震対策について」

◎決算期別申告事務説明会(1~3月決算企業対象)

■日時:2月26日(木)14:00~15:30 ■場所:うずしお会館 第3会議室 ■講師:鳴門税務署担当官



中野 晋 氏

事務局からお知らせ

- ◆ 令和8年度の会費は、4月10日(金)に口座振替させていただきます。
口座振替させていただいた会員の領収書は発行しておりませんので、領収書の発行を希望される場合は、事務局(088-684-2010)までご連絡ください。
- ◆ 会員企業を紹介しております。掲載を希望される企業におかれては、事務局(e-mail:naruto-hojinkai@topaz.ocn.ne.jp)まで、どしどし原稿をお送りください。期限は設けておりませんので、いつでもお送りください。お待ちしております。
- ◆ 事務局に届けていただいております「法人名、所在地、代表者名、電話番号等」の変更がございましたら事務局までご連絡ください。
- ◆ 皆様のお近くの企業や取引先で鳴門法人会にご加入いただいていない会社がございましたら、ぜひ、ご紹介ください。

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも**集団扱**の割安な保険料でご契約いただけます。

あんしんパレット しっかり充実医療

病気・ケガの治療、治療前後の通院に
備えつつ、ニーズにあわせて
保障を充実させることができます。

▼あんしんパレット しっかり充実医療

治療	治療給付金特約 治療給付金	特約給付金額 10万円の場合	10万円 終身
	病気・ケガによってつぎのいずれかの治療を受けたとき	いずれかに該当した月ごとに1回	
	入院	2か月型(※1)	
	手術(※2) 放射線治療 (電線治療を含む)	月数無制限	
通院	総合先進医療特約(※3) 先進医療給付金	先進医療にかかる 技術料のうち 自己負担額と同額 2,000万円まで保障	10年 自動更新
	病気・ケガによって先進医療による療養を受けたとき		
通院	通院特約(※3) 通院給付金	特約給付金額 5,000円の場合	5,000円 終身
	入院・手術・放射線治療の前後に 病気・ケガの治療を目的として 通院をしたとき	1日につき	

※1 ニーズに応じて付加できます。

- 入院特約 ●三大疾病入院特約 ●三大疾病通院特約
- 三大疾病一時金特約 ●介護・認知症・障害一時金特約
- 保険料払込免除特約 ●女性疾病入院特約 ●女性特定手術特約
- 子ども特定感染症保障特約 ●ケガの特約 ●終身特約

※先進医療とは厚生労働大臣が定める医療技術で、対象となる医療・治療および実施する医療機関が認定されています。これらは、随時見直し(先進医療から除外された場合は保障の対象となります)。

(※1)支払事由のうち、入院のみに該当した月、1回の入院についての通院給付金をお支払いする月数に制限(2か月)があります。また、治療給付金の支払事由の型は、4か月型・12か月型をお選びいただくこともできます。(※2)外来手術のみに該当した場合の給付割合は特約給付金額の100%に設定されています。特約給付金額の50%に設定することもできます。(※3)ご希望により、取り外すことができます。※上記以外にもご希望に合わせた保障をお選びいただけます。

月払保険料例 集団扱

上記プランの場合 定額タイプ 保険料払込期間 終身(総合先進医療特約は10年更新)
治療給付金の支払限度の型:2か月型 外来手術給付割合:100%

契約年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	2,292円	2,737円	3,597円	4,742円
女性	2,897円	3,482円	3,697円	4,347円

※総合先進医療特約の更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。

日々の健康づくりや治療時の悩み、
介護や老後の心配事に対し、その時々
で必要なサービスをご提供します

※ダックの繋がるサービスはアフラックの医療保険のお客様に向けて、アフラックが紹介する提携企業のサービスの総称です。ダックの繋がるサービスの内容は、2025年12月22日現在のものであり、将来変更される場合があります。各サービスの詳細はアフラックオフィシャルホームページ(<https://www.afac.co.jp/seiyaku/sayorenuservice.html>)をご確認ください。

●契約年齢●
0歳～
満85歳まで
※ご契約内容により異なります。

保障と相談サポートで

あなたによりそう
がん保険
ミライト

がん治療だけでなく、がんの検診後の精密検査、
診断前の通院、治療から治療後の生活サポートまで、
幅広くがんに対する備えを提供します。

▼総合保障プラン

治療前	がん検診	要精検後精密検査 給付金(※4)	検診ごとに1年に1回	2万円	10年満期 自動更新
	診断	診断給付金	一時金として がん50万円 上皮内 新生物5万円		
治療中	再発	複数回診断 給付金(1年型)	1回につき がん50万円 上皮内 新生物5万円		終身
	治療	治療給付金(※5)	該当した月ごと 10万円 おしモン養生 のみの場合	5万円	
	入院	入院給付金	1日につき	5,000円	
	通院	通院給付金	1日につき	5,000円	
治療後	日常生活 への支援	治療後生活サポート 給付金(※6)	支払決定期間 ごとに1回	10万円	

※1 ニーズに応じて付加できます。

- がん特定治療保障特約 ●がん先進医療・患者申出療養特約
- 女性がん特約 ●外見ケア特約 ●重大疾病一時金特約
- がん診断保険料払込免除特約

(※4)指定のがんの検診を受診し、医師の精密検査の判定により精密検査を受けたときにお支払いします。(※5)がん・上皮内新生物の治療を目的として、入院をしたとき・特定の手術・放射線治療(電線治療を含む)・がん手術治療・ホルモン療法・緩和療養を受けたときにお支払いします。(※6)上皮内新生物は、保障の対象外です。
※保障開始後2か月の待機期間(保障されない期間)があります。ただし、告知日から3か月を経過していない場合には告知日から3か月となります。※[責任開始期に関する特約]を付加しない場合は、[責任開始期に関する特約]を付加する場合は、[治療後生活サポート]をご確認ください。※ご希望により、記載以外の給付金額の設定などができます。

月払保険料例 集団扱

上記プランの場合 定額タイプ 保険料払込期間 終身(要精検後精密検査給付金は10年更新)

契約年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	2,391円	3,346円	4,865円	7,122円
女性	2,753円	3,714円	4,921円	5,778円

※要精検後精密検査給付金の更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。

アフラックの
よりそうがん相談サポート
よりそうがん相談サポーターが
さまざまながんの悩みの解決を
サポート

※アフラックのよりそうがん相談サポーターは、アフラックグループ会社を通じて行うサービスとして提供します。よりそうがん相談サポーターで提供される各種サービスの内容は、2025年12月22日現在のものであり、将来変更される場合があります。サービスの詳細は、アフラックオフィシャルホームページ(<https://www.afac.co.jp/seiyaku/gansoudansupport.html>)にてご確認ください。

※記載の商品内容や保険料などは2025年12月22日現在のものです。 ●選定(保証)額は個別保険料率の保険料に変更となります。

○商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

Aflac
アフラック
徳島支社 〒770-0004 徳島市新町2-10-1 徳島南山第一生命ビルディング 4F
法人会用フリーダイヤル ☎0120-876-505
※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

資料請求は
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索

法人会がん保険制度
法人会医療保険制度
全国法人会連合会



色々あるから総合保障。

経営者を取り囲むリスクは1つではありません。

まさに色々です。

だからこそ安心も色々必要です。

重責を担う経営者を守る、

※
幅広い保障を

ぜひお役立てください。

※保障内容の詳細については「設計書[契約概要]」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。なお、左記の保障の組み合わせには、所定の制限があります。

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

**企業保障プラン + 一時金型
総合型V Mタイプ**

Premium

(大同生命の定期保険+
AIG損害のペーシック傷害保険)

(大同生命の
無配当入院一時金保険)

○大同生命の商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V:

大同生命の無配当満期定期保険(無解約払戻金型) または
大同生命の無配当満期定期保険(解約払戻金切替割合指定型)

Mタイプ:

大同生命の無配当入院一時金保険(無解約払戻金型)

DJIDO 大同生命保険株式会社

四国支社 徳島営業所/
徳島県徳島市八幡町3丁目26番地
TEL 088-622-4530

AIG AIG損害保険株式会社

徳島支店/
徳島県徳島市中洲町1丁目42-1 AIG徳島ビル
TEL 088-625-7115

○この資料は2023年6月現在の商品内容に基づいて記載しており、
将来変更となる場合があります。

○この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入
後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部
分の解約等のお取扱いとなる場合があります。

○この広告は、保険商品の内容のすべてが記載されているものでは
ありません。ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご
検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注
意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、
ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお
問い合わせください。

F-2023-0011(2022年5月19日) 23-073014-2023-05